

○五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則

平成17年3月28日

五所川原地区消防事務組合規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び五所川原地区消防事務組合火災予防条例(平成17年五所川原地区消防事務組合条例第20号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)

第2条 法第9条の3の規定により圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)第1条の10第1項各号に定めるもの(以下「圧縮アセチレンガス等」という。)の貯蔵又は取扱いをしようとする者は、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。)第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始(廃止)届出書によって消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

(全部改正〔令和8年五所川原地区消防事務組合規則第11号〕)

(火災に関する警報の発令基準)

第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報(条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的として発する警報を除く。)は、気象条件が次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理者が火災予防上危険であると認める場合に発令するものとする。

- (1) 実効湿度が67パーセント以下であり、かつ、最小湿度が35パーセントを下回る見込みのとき。
- (2) 実効湿度が67パーセント以下であり、かつ、最小湿度が40パーセントを下回り、最大風速が毎秒7メートルを超える見込みのとき。
- (3) 平均風速が毎秒13メートル以上となる見込みのとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、気象の状況が火災予防上特に危険であると認めるとき。

(一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号・8年第11号〕)

(火災の通報)

第4条 法第24条第1項の規定により火災を発見した者が通報する場所は、消防本部、消防署及び分署とする。

第5条 削除

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第6条 条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のように指

定する。

(1) 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

(ア) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

(イ) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボイラー技師免許、1級ボイラー技師免許、2級ボイラー技師免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

イ 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

(ア) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者

(イ) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

(2) 条例第11条第1項第9号(条例第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

エ 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

オ 公益社団法人全日本ネオン協会が行う工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。)

(3) 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(一部改正〔平成28年五所川原地区消防事務組合規則第8号・令和5年第10号〕)

(標識及び掲示板)

第7条 条例第11条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第17条第3号、第23条第2項、同条第4項第2号、第31条の2第1項第16号、同条第2項第1号、第33条第1項第1号、第34条第2項第1号、第34条の8及び第39条第4号の規定による標識及び掲示板の様式は、別表に掲げる規格によるものとする。

2 条例第31条の2第1項第16号、同条第2項第1号(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第33条第1項第1号又は第34条第2項第1号の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物の防火に関し必要な事項を掲示する掲示板には、次に掲げる表示をするものとする。

(1) 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品(危険物政令第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。)にあつては、「禁水」

(2) 第2類の危険物(引火性個体を除く。)にあつては、「火気注意」

(3) 第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品(危険物の規制に関する政令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。)、第4類の危険物又は第5類の危険物にあつては、「火気厳禁」

(4) 可燃性液体類にあつては、「火気厳禁」

(5) 綿花類等にあつては、「火気注意」

3 前項の掲示板の色は、「禁水」を表示するものにあつては地を青色、文字を白色とし、「火気注意」又は「火気厳禁」を表示するものにあつては地を赤色、文字を白色とする。

4 前項の掲示板の大きさ及び形状は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板状であるものとする。

(一部改正〔平成17年五所川原地区消防事務組合規則第30号・24年第13号・28年第8号・令和2年第4号・5年第10号・8年第11号〕)

(気球及び掲揚鋼の強度)

第8条 条例第17条第5号の規定により用いなければならない風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する気球及び掲揚鋼等の材料及び構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 気球の材料

ア ビニール樹脂若しくはこれに類する樹脂又はゴム引布等でその材質が均一で、かつ、気温の変化等による変質、静電気の発生又は帯電のしにくいもの

イ 生地は、可ぞ剤、着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、かつ、泡及び異物の混入がないもの

ウ 厚さは、ビニール樹脂については0.1ミリメートル以上、ゴム引布については0.25ミリメートル以上のもの

エ 拡張力及び伸びは、膨張又は圧縮による内外圧に十分耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあっては15キロパスカル以上、ゴム引布にあっては27キロパスカル以上のもの

オ 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあってはエレメンドルフ引裂強さ0.6キロパスカル以上のもの

カ 水素ガスの透過する量は、1気圧、摂氏20度、24時間において、1平方メートルにつき5リットル以内のもの

## (2) 気球の構造

ア 掲揚又は係留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないこと。

イ 掲揚中、著しく不安定になり、又は回転することがないこと。

ウ 接着部分は、その強さが生地 of 強さと同等以上であること。

エ 糸目座の強さは、150キログラム以上の荷重に耐えること。

## (3) 掲揚鋼等の材料

ア 麻又は綿等で材質が均一で、かつ、変質、静電気の発生又は帯電しにくいもの

イ 繊維は、比較的長繊維のもの

ウ 掲揚鋼及び係留鋼に使用する鋼の太さは、直径が、麻については6ミリメートル以上、合成繊維については4ミリメートル以上、綿については7ミリメートル以上のもの

エ 糸目鋼に使用する鋼の太さは、直径が、麻については3ミリメートル以上、合成繊維については2ミリメートル以上、綿については4ミリメートル以上のもの

オ 掲揚鋼の切断荷重は、気球の直径が2.5メートル以下のものについては170キログラム以上、2.5メートルを超え3メートル以下のものについては240キログラム以上のもの

カ 水、バクテリア、油、薬品等により腐食していないもの

キ 摩擦によりその強さが容易に減少しないもの

ク 建築物のかどにおける横すべりにより容易に切断することがないもの

ケ 吸湿により著しく硬化することのないもの

## (4) 掲揚鋼の構造

ア ヤーン数2以上のストランドを3つより以上としたもの又はこれと同等以上の強度を有するもの

イ 著しく変形し、又はキンクすることのないもの

- ウ 操作に際し、著しく滑ることのないもの
- エ 糸目は、6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの
- オ 結び目は、動圧により容易に解けることのないもの
- カ 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの  
(一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号〕)

(喫煙等の禁止場所の指定)

第9条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
  - ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台
  - イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
  - ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
  - エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
  - オ 百貨店の売場（食堂の部分を除く。）
  - カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
  - キ 自動車車庫又は駐車場（危険物品の持ち込みを除く。）
  - ク 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- (2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
  - ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アからウに掲げる場所を除く。）
  - イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする場所
  - ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）  
(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)

(危険物品等)

第10条 条例第23条第1項の規定による危険物品等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、通常携帯する軽易なものを除く。

- (1) 法第2条第7項に定める危険物及び法第9条の4に定める指定可燃物のうち、条例第33条第1項に定める可燃性液体類等
- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具煙火

2 前条の消防長が指定する場所において条例第23条第1項ただし書の規定により喫煙等の承認を受けようとする者は、当該行為を行う日の3日前までに禁止行為の解除承認申請書（様式第2号）を2部提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された申請書を審査した結果、火災予防上支障がないと認められたときは、承認印（様式第3号）を押印し、その1部を申請者に返付するものとする。

（一部改正〔平成28年五所川原地区消防事務組合規則第8号・令和8年第11号〕）

（たき火の火災予防上必要な措置）

第11条 条例第25条第2項に規定する消火準備その他火災予防上必要な措置は、次の各号に定めるところによる。

- （1） たき火の位置は、引火性又は爆発性の物品から20メートル、建築物、工作物又は可燃物から5メートル以上離れた位置とすること。
- （2） 常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性の容器の中で行うこと。
- （3） たき火をする位置には、監視人を置くこと。
- （4） たき火をする位置には、8リットル入りの水バケツ（山林及び原野にあっては、スコップ等）を2個以上準備して置くこと。
- （5） たき火の終了後は、残火を完全に消火すること。

（火災に関する警報の発令中における喫煙の制限の対象となる区域等）

第11条の2 条例第29条第5号に規定する管理者が指定する区域は、第3条に規定する気象条件を観測した気象庁の地域気象観測所に応じ、次のとおりとする。

- （1） 五所川原地域気象観測所 五所川原市（市浦地区を除く）、鶴田町全域、中泊町（中里地区のうち大字今泉及び小泊地区を除く）
- （2） 市浦地域気象観測所 前号に掲げる区域以外の区域

（追加〔令和8年五所川原地区消防事務組合規則第11号〕）

（防火対象物の設備等の届出）

第12条 条例で規定する設備等の届出の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 条例第43条の防火対象物の使用の開始又は廃止等の届出は、次に定める様式

ア 条例第43条第1号の防火対象物の全部又は一部の使用を開始（休止した防火対象物の全部又は一部を再開しようとする場合を含む。）又は変更しようとする場合にあっては、様式第4号及び様式第4号の2

イ 条例第43条第2号の防火対象物の全部又は一部を廃止又は休止しようとする者のうち、消防長が必要であると認めるものにあつては、様式第4号の3

（2） 条例第44条の火を使用する設備等の届出は、次に定める様式

- ア 条例第44条第1号から第8号の2までに掲げる熱風炉等にあつては、様式第5号
  - イ 条例第44条第9号から第13号までに掲げる変電設備等にあつては、様式第6号
  - ウ 条例第44条第14号に掲げるネオン管灯設備にあつては、様式第7号
  - エ 条例第44条第15号の水素ガスを充填する気球にあつては、様式第8号
- (3) 条例第46条第1項の指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出は、様式第9号
  - (4) 条例第46条第2項の指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの廃止の届出は、様式第10号
- 2 前項各号の届出書は、その行おうとする行為等の日の7日前までに2部提出しなければならない。
- 3 消防長又は消防署長は、第1項各号の届出を受理したときはこれを審査し、支障がないと認めるときは当該届出書に届出済印（様式第11号）を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

（一部改正〔平成17年五所川原地区消防事務組合規則第30号・令和3年第3号・5年第10号〕）

（火災とまぎらわしい行為等の届出）

第13条 条例第45条に規定する火災とまぎらわしい行為等の届出の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災の発するおそれのある行為の届出は、様式第12号
  - (2) 煙火の打上げ等の届出は、様式第13号
  - (3) 劇場等以外の催物の開催の届出は、様式第14号
  - (4) 水道の断水又は減水の届出は、様式第15号
  - (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障の及ぼすおそれのある道路工事の届出は、様式第16号
  - (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設届出書は、様式第17号
- 2 前項各号の届出書は、その行おうとする行為等の3日前までに消防署長に届け出なければならない。
- 3 第1項各号の届出書は、2部提出しなければならない。
- 4 消防署長は、第1項各号の届出書を受理したときは、これを審査し、支障がないと認めるときは、当該届出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

（一部改正〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第6号〕）

（防火対象物の使用の開始又は廃止等）

第14条 条例第43条の規定による防火対象物の使用又はその使用の内容の変更の届出書に添付しなければならない図書は、次のとおりとする。

- (1) 案内図、配置図及び平面図

(2) 消防用設備等の設計書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）

(3) その他必要と認める図書

2 防火対象物の全部又は一部の使用を廃止又は休止しようとする場合には当該部分を示す図書を添えなければならない。

（一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号・8年第11号〕）

（火を使用する設備等の設置届）

第15条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置及び変更の届出には、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えなければならない。

(1) 条例第44条第1号から第8号までに掲げる設備については、当該設備の配置図、立面図、電気配線図（制ぎょ回路図を含む。）及び仕様書

(2) 条例第44条第9号から第13号までに掲げる設備については、当該設備の位置図、平面図、立面図、結線接続図及び仕様書

(3) 条例第44条第14号に掲げる設備については、当該設備の付近図、掲揚、係留状況図及び電飾結線図

（一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号〕）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出）

第16条 条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出は、届出書に、それぞれ必要な図書を添えて提出しなければならない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱いの届出）

第17条 条例第46条の規定による指定数量未満の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出は、届出書に、必要な図書を添えて提出しなければならない。

（消防用設備等の特例基準の取扱い）

第18条 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条の規定に基づく基準の特例を受けようとする者は、消防用設備等特例基準適用申請書（様式第18号）を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請書を審査した結果、支障がないと認めたときは、消防用設備等特例基準適用通知書（様式第19号）を申請者に交付するものとする。

（一部改正〔令和8年五所川原地区消防事務組合規則第11号〕）

（避難訓練の報告）

第19条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第11項（同令第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく避難

訓練実施の通報は、消防訓練実施計画書（様式第20号）により行わなければならない。

2 前項の訓練が終了したときは、消防訓練実施結果報告書（様式第21号）により結果報告をしなければならない。

（一部改正〔平成22年五所川原地区消防事務組合規則第3号・26年第4号・令和5年第10号〕）

（防火管理講習修了の証明）

第20条 政令第3条第1項第1号イの甲種防火管理講習及び同項第2号イの乙種防火管理講習を修了した者からの修了証の紛失等による修了証明の申請は、防火管理に関する講習修了証明書交付申請書（様式第22号）により行うものとする。

2 前項の申請に基づき審査した結果、修了したことが認められたときは、防火管理に関する講習修了証明書（様式第23号）を交付するものとする。

（洞道等の指定）

第21条 条例第45条の2第1項の規定により消防長が指定する洞道、共同溝<sup>こう</sup>その他これらに類する工作物（以下「洞道等」という。）は、通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のための通行人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。

（1）洞道その他これらに類する地下の工作物で、その長さ（洞道とその他これらに類する地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が25メートル以上のもの

（2）共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及びその他これらに類する地下の工作物

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、前項に規定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策等の大幅な変更とする。

（一部改正〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第4号〕）

（指定洞道等の届出）

第22条 条例第45条の2第1項（同条第2号において準用する場合を含む。）に規定する指定洞道等の届出は、指定洞道届出書（新規・変更）（様式第24号）によって行わなければならない。

2 前項の届出書は、当該指定洞道等に通信ケーブル等（条例第45条の2第1項に規定する通信ケーブル等をいう。）を敷設する日（変更の届出にあつては当該変更をする日）の7日前までに2部提出しなければならない。

3 消防長は、第1項の届出を受理したときはこれを審査し、支障がないと認めたときは、当該届出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

（追加〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第6号〕）

(指定催しの通知等)

第23条 条例第42条の2第3項に規定する指定催しを主催する者に対する通知は、指定催しの指定通知書(様式第25号)により行うものとする。

2 条例第42条の2第3項に規定する公示の方法は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 消防本部並びに指定催しを開催する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置かれた消防分署の掲示板に掲示する方法

(2) 五所川原地区消防事務組合ホームページに掲載する方法

3 前項に規定する方法により公示する内容は、次に掲げる内容とする。

(1) 指定催しの名称及び開催場所

(2) 指定催しの開催期間及び開催時間

(3) その他消防長が必要と認める事項

(追加〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第6号〕)

(火災予防上必要な業務に関する計画)

第24条 条例第42条の3第2項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画書(様式第26号)によって行わなければならない。

2 前項の提出書は、2部提出しなければならない。

3 消防長は、第1項の提出書を受理したときはこれを審査し、支障がないと認めたときは、当該提出書に届出済印を押印し、その1部を届出者に返付するものとする。

4 条例第42条の3第2項の消防長が定める日は、指定催しの指定を行う日において、指定催しの規模及び開催日を勘案して消防長が定めるものとする。

(追加〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第6号〕)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第24条の2 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等(政令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を含む。)が設置されていないと認められたものとする。この場合において、政令第8条又は第9条の適用等により、防火対象物の部分ごとに設置義務が生じる場合は、当該部分についても公表の対象とする。

2 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(追加〔令和2年五所川原地区消防事務組合規則第4号〕)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

(公表の手続)

第24条の3 条例第42条の4第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、五所川原地区消防事務組合ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(追加〔令和2年五所川原地区消防事務組合規則第4号〕)

(タンクの水張検査等の申請)

第25条 条例第47条の規定により、水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、少量危険物等タンク検査申請書(様式第27号)にタンクの構造明細図書を添えて2部提出しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項の申請に係る検査を行った結果、条例第31条の4第2項第1号、第31条の5第2項第4号又は第31条の6第2項第2号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、少量危険物等タンク検査済証(様式第28号)に申請書1部を添えて申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成26年五所川原地区消防事務組合規則第6号・26年第4号・28年第8号〕)

(委任)

第26条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則の廃止)

2 五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則（平成4年五所川原地区消防事務組合規則第1号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、前項の規定による廃止前の五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則又は組合再編前の津軽北部広域事務組合火災予防条例施行規則（昭和63年津軽北部広域事務組合規則第38号）（以下これらを「旧規則等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行の日の前日まで旧規則等の規定により設けた標識等は、この規則の規定により設けた標識等とみなす。

附 則（平成17年11月30日五所川原地区消防事務組合規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日五所川原地区消防事務組合規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月11日五所川原地区消防事務組合規則第13号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年7月29日五所川原地区消防事務組合規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日五所川原地区消防事務組合規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日五所川原地区消防事務組合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条の2及び第24条の3を追加する改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日五所川原地区消防事務組合規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの規則による改正後の五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則第12条、第14条及び第15条に規定する届出の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日五所川原地区消防事務組合規則第6号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日五所川原地区消防事務組合規則第10号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日五所川原地区消防事務組合規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている対象火気設備等又は対象火気器具等であつて、五所川原地区消防事務組合火災予防条例に規定する簡易サウナ設備に該当するものについてのこの規則による改正後の五所川原地区消防事務組合火災予防条例施行規則（以下「新規則」という。）第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表

（一部改正〔平成24年五所川原地区消防事務組合規則第13号・28年第8号・令和2年第4号・令和3年第3号・5年第10号・8年第11号〕）

根拠条文	規制事項 標識類の種類	寸法		色	
		幅cm	長さcm	地	文字
条例第8条の3第1項及び第3項 条例第11条第1項第5号及び第3項 条例第11条の2第2項 条例第12条第2項及び第3項 条例第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備 発電設備 急速充電設備 変電設備 蓄電池設備 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 40px; margin-left: 10px;"></div> である旨の標識	15以上	30以上	白	黒
条例第17条第3号	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨の標示	30以上	60以上	赤	白
条例第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白
条例第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒

条例第31条の2第1項第16号及び第2項第1号 条例第33条第1項第1号 条例第34条第2項第1号	危険物 指定可燃物	[ ] を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒
	危険物 指定可燃物	[ ] の品名、最大数量等を掲示した掲示板	30以上	60以上	危険物規則第18条第1項第3号及び第5号の例による。	
条例第34条の8	「消防用水」と表示した標識		直径30以上の 正円	赤	白	
条例第39条第4号	定員表示板		30以上	25以上	白	黒
	満員札		50以上	25以上	赤	白

様式第2号(第10条関係)

禁止行為の解除承認申請書

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿		申請者 住 所 (電話 ) 氏 名	
五所川原地区消防事務組合火災予防条例第23条第1項の規定による禁止行為について解除の承認を受けたいので下記により申請します。			
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話	
	名 称	用 途	
	関係者住所		
	氏 名		
指 定 場 所	階	階 の 用 途	
	名 称	場 所 の 用 途	
	構 造	内 部 の 仕 上	
解 除 を 受 け る よ う と す る 行 為	種 類	喫煙 ・ 裸火使用 ・ 危険物品持込み	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	理 由		
	内 容		
行 為 者	住 所		
	職 業		
	氏 名	(年齢 歳) 男・女	
火災予防上講じた措置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。

4 行為者が2人以上の場合は、その所属氏名、年齢性別を記載した書類を添付すること。

様式第3号(第10条関係)

第	号
年	月
日	
承	認
五所川原地区消防事務 組合消防長	

様式第4号(第12条関係)

防火対象物使用開始(変更)届出書

①

五所川原地区消防事務組合 消防長 殿						年 月 日	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名							
所 在 地		電 話					
名 称		主 要 用 途					
建 築 確 認 年 月 日		建 築 確 認 番 号					
※消防同意年月日		※消防同意番号					
工 事 着 手 年 月 日		工 事 完 了 (予定)年月日		使 用 開 始 (予定)年月日			
他の法令による 許 認 可							
敷 地 面 積		m <sup>2</sup> 建 築 面 積		m <sup>2</sup> 延 面 積		m <sup>2</sup>	
従 業 員 数		公 開 時 間 又は従業時間					
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、消防 用水の概要							
その他必要な事項							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造				特殊消防等の概要	
	種類	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要				
				消火設備	警報設備	避難設備		消火活動上必要な施設
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第 4 号の 2 防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 建築面積及び延面積の欄には、同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
  - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。
  - 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図、消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

様式第4号の2(第12条関係)

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造				
	種類	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設
階別							
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造				
	種類	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設
階別							
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第4号の3(第12条関係)

防火対象物廃止(休止)届出書

年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
所 在 地	
名 称	
用 途	
建 築 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
理 由	
廃 止 又 は 休 止 後 の 措 置	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 一部を廃止又は休止する場合は、当該部分を示す図書を添付すること。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 5 号(第 12 条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備 設置届出書  
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

年 月 日				
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
防火 対象 物	所在地	電話		
	名称		主要用途	
設置 場所	用途	床面積	㎡	消防用設備等又は
	構造	階層		特殊消防用設備等
届出 設備	設備の種類			
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日	
	設備の概要			
	使用する燃料・ 熱源・加工液	種 類	使 用 量	
	安 全 装 置			
取扱責任者の職氏名				
工事施工者	住 所	電話		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。  
 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等を記入すること。  
 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。  
 6 ※印の欄は、記入しないこと。  
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 6 号(第 12 条関係)

急速充電設備  
 燃料電池発電設備  
 発電設備 設置届出書  
 変電設備  
 蓄電池設備

年 月 日					
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿					
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名					
防火 対象 物	所 在 地	電 話			
	名 称		用 途		
設 置 場 所	構 造		場 所		床 面 積
			屋内(階)・屋外		m <sup>2</sup>
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		不燃区画	有・無	換気設備 有・無
届 出 設 備	電 圧	V	全出力又は 定格容量	Kw AH・セル	
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他		
主任技術者氏名					
工事施工者	住 所	電 話			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 電圧欄には、変電設備にあっては 1 次電圧と 2 次電圧の双方を記入すること。  
 4 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。  
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。  
 6 ※印の欄は、記入しないこと。  
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第7号(第12条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿			
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名			
防火 対象 物	所 在 地	電 話	
	名 称	用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量		
	着 工(予 定)年 月 日	竣 工(予 定)年 月 日	
	設 備 の 概 要		
工 事 施 工 者	住 所	電 話	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 8 号(第 12 条関係)

水素ガスを充填する気球の設置届出書

年 月 日									
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿									
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名									
設 置 請 負 者		住 所 氏 名		電 話					
看 視 人		氏 名		他 名					
設 置 期 間		掲 揚 係 留		自 至		自 至			
設 置 目 的									
設 置 場 所									
地 名 地 番									
地上又は屋上の別				用 途		立入禁止 の 方 法			
充 填 又 は 作 業 の 方 法				日 時 方 法		場 所 ガ ス 置 場			
構 造	気 球 型		直 径 体 積		材 質 厚 さ				
	掲 揚 網		材 質		太 さ				
電 飾	電球の定格電圧		灯 数		配 線 方 式		直 列 ・ 並 列		
	電 線 の 種 類				断 面 積				
總 重 量									
支 持 方 法		掲 揚 係 留				そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印欄は、記入しないこと。  
 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

様式第9号(第12条関係)

少量危険物 貯 蔵 (変更)届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名 称			
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い方法の概要				
貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要				
変更の内容 (変更届の場合)				
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始予定日又は期間				
着工予定年月日			完成予定年月日	
その他必要な事項 〔変更の理由及び設置届出年月日〕				
※ 受 付 欄			年 月 日 第 号届出済	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。  
 5 廃止しようとするときは、第12条の規定により届け出ること。

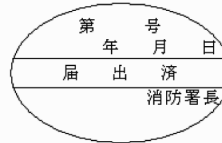
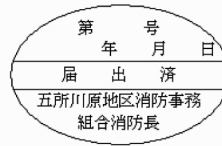
様式第 10 号(第 12 条関係)

少量危険物 貯 蔵 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
貯蔵又は取扱いの 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱い場 所の位置、構造及び 設 備 の 概 要				
消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要				
廃 止 年 月 日 年 月 日				
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。  
 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

様式第 11 号(第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 23 条関係)



様式第 12 号(第 13 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎 届出書  
を発生おそれのある行為の

年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
発 生 予 定 日 時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 13 号(第 13 条関係)

煙火 打 上 げ 届 出 書  
仕 掛 け

年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
打 上 げ 予 定 日 時 仕 掛 け	自 至
打 上 げ 場 所 仕 掛 け	
周 囲 の 状 況	
煙火の種類及び数量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打 上 げ に 直 接 従 事 仕 掛 け す る 責 任 者 の 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。  
4 ※印欄は、記入しないこと。  
5 打上げ又は仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第 14 号(第 13 条関係)

催 物 開 催 届 出 書

				年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿				届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
防 火 对 象 物	所 在 地	電 話			
	名 称		本 来 の 用 途		
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造		
		m <sup>2</sup>			
	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要				
使 用 目 的					
使 用 期 間		開 催 時 間			
収 容 人 員		人	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員	人	
防 火 管 理 者 氏 名					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第 15 号(第 13 条関係)

断  
水 道 水 届 出 書  
減

年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
断 水 予 定 日 時 減	
断 水 区 域 減	
工 事 場 所	
理 由	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 ※印欄は、記入しないこと。  
4 断・減水区域の略図を添付すること。

様式第 16 号(第 13 条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
工 事 予 定 日 時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。
- 4 道路工事施工区域の略図を添付すること。

様式第 17 号(第 13 条関係)

露店等の開設届出書

年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 消防署長 殿		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 18 号(第 18 条関係)

消防用設備等特例基準適用申請書

年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿			
申請者 住 所 (電話 ) 氏 名			
消防法第 17 条の規定に基づく消防用設備等について、下記により特例基準の適用を受けたいので申請します。			
記			
防 火 対 象 物	名 称		
	所 在 地		
	用 途	構造・規模	
設 備 の 種 類			
申 請 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 申請内容を表示した図面等を添付すること。

様式第 19 号(第 18 条関係)

消防用設備等特例基準適用通知書

				第	号	
				年	月	日
殿						
				五所川原地区消防事務組合		
				消防長		
				回		
年 月 日付で申請のあった特例基準の適用について、下記により認めます。						
記						
防火 対象 物	名 称					
	所 在 地					
	用 途		構 造 ・ 規 模			
設 備 の 種 類						
条 件 等		消防関係法令の改正又は用途、構造、規模等に変更が生じ消防用設備等の設置が必要になったときは、速やかに当該消防用設備等を設置すること。				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 20 号(第 19 条関係)

消防訓練実施計画書

年 月 日

五所川原地区消防事務組合消防署長

届出者  
住 所  
(電話 )  
氏 名  
( 防火・防災 ) 管理者  
職 名  
氏 名

防火 管理 対象 物	所在地				
	名 称			令 別 表 第 1 の 区 分	項
	参加人員	人	担当者氏名 及び 電 話	電 話	
訓練実施日時		年 月 日 時 分から 時 分まで			
防火管理に 係る訓練	訓練の種類	1 消火訓練 2 通報訓練 3 避難訓練 4 その他			
	訓練の概要				
防災管理に 係る訓練	訓練の種類	1 地震災害等に係る避難訓練 2 その他(部分訓練等)			
	訓練の概要				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 「訓練の種類」の欄は、該当する訓練の数字を○で囲むこと。  
4 ※印の欄は、記入しないこと。  
5 細部まで定めた訓練内容により実施する場合は、その計画書を添付すること。

様式第 21 号(第 19 条関係)

消防訓練実施結果報告書

年 月 日

五所川原地区消防事務組合消防署長

報告者  
住 所  
(電話 )  
氏 名  
( 防火・防災 ) 管理者  
職 名  
氏 名

防火 管理 対象 物	所 在 地			
	名 称		令 別 表 第 1 の 区 分	項
	参 加 人 員	人	不 参 加 人 員	人
訓 練 実 施 日 時		年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
防火管理に 係る訓練	訓練の種類	1 消火訓練 2 通報訓練 3 避難訓練 4 その他		
	訓練の概要			
防災管理に 係る訓練	訓練の種類	1 地震災害等に係る避難訓練 2 その他(部分訓練等)		
	訓練の概要			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 「訓練の種類」の欄は、該当する訓練の数字を○で囲むこと。  
4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 22 号(第 20 条関係)

防火管理者資格取得講習修了証明書交付申請書

		年 月 日
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿		申請者 住 所 (電話 ) 氏 名
修 了 者	住 所	電 話
	氏 名	年 月 日生
交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	年 月 日 第 号	
区 分	甲 種 ・ 乙 種	
申 請 理 由		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 23 号(第 20 条関係)

防火管理者資格取得講習修了証明書

		第 年	月	号 日
殿				
		五所川原地区消防事務組合 消防長 印		
防火管理者資格取得講習を修了したことを下記のとおり証明します。				
記				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日 生			
講 習 種 別	甲 種 ・ 乙 種			
修了証交付年月日	年 月 日			
修了証交付番号	第 号			
交 付 者 氏 名	消防長			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「講習種別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第 24 号(第 22 条関係)

指定洞道等届出書(新規・変更)

		年 月 日
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名
設 置 者	法 人 の 名 称	電 話
	代 表 者 氏 名	
洞 道 等 の 名 称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 M とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

指定催しの指定通知書

第 号 年 月 日	
殿	
五所川原地区消防事務組合 消防長 回	
五所川原地区消防事務組合火災予防条例第 4 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。	
記	
催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	
指定の理由	

教 示

この指定について不服があるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、五所川原地区消防事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この指定の取消しの訴えは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、五所川原地区消防事務組合を被告として（五所川原地区消防事務組合管理者が被告の代表となります。）、提起することができます。ただし、指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿			
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名 防火担当者 住 所 (電話 ) 氏 名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの人出予想人員	露店等の数		
使用火気等			
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 27 号(第 25 条関係)

少量危険物等タンク検査申請書

		年 月 日	
五所川原地区消防事務組合 消防長 殿		申請者 住 所 (電話 ) 氏 名	
五所川原地区消防事務組合火災予防条例第 47 条の規定により、検査を受けたいので下記のとおり申請します。			
所 在 地			
名 称			
検 査 の 種 類		水 張 ・ 水 圧	
タンクの構造	形 状		
	寸 法	容 量	
	材質記号及び板厚		
タンクの最大常用圧力		kPa	
検 査 希 望 年 月 日		年 月 日	
検 査 場 所			
タンク製造者及び製造年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		検査年月日	
		検査番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 五所川原地区消防事務組合管外にタンクを設置する場合は、所在地の欄及び名称の欄は、記入を必要としない。
- 4 選択肢のある箇所は、該当する事項を○で囲むこと。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該タンクの構造明細図書 2 部を添付すること。

様式第 28 号(第 25 条関係)

少量危険物等タンク検査済証

正

水 張 又 は 水 圧 検 査 の 別			
検 査 圧 力	kPa		
タ ン ク の 構 造	形 状		容 量
	寸 法		
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日			
タンク検査番号 第 号 年 月 日			
五所川原地区消防事務組合 消防長 印			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

副

少量危険物等 タンク検査済証			
検査圧力			kPa
検査番号	第		号
検査年月日	年	月	日
五所川原地区消防事務組合			

50  
ミ  
リ  
メ  
ー  
ト  
ル

70 ミリメートル

- 備考 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

様式第1号 削除

(削除〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第6号〕)

様式第2号 (第10条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第12条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

様式第4号の2 (第12条関係)

様式第4号の3 (第12条関係)

(一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号・5年第10号・8年第11号〕)

様式第5号 (第12条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

様式第6号 (第12条関係)

(一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号・5年第10号・8年第11号〕)

様式第7号 (第12条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

様式第8号 (第12条関係)

(一部改正〔令和3年五所川原地区消防事務組合規則第3号・5年第10号・8年第11号〕)

様式第9号 (第12条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

様式第10号 (第12条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号・8年第11号〕)

様式第11号 (第12条、第13条、第22条、第23条関係)

様式第12号 (第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)

様式第13号 (第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第14号(第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第15号(第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第16号(第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第17号(第13条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第18号(第18条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第19号(第18条関係)

様式第20号(第19条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第21号(第19条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第22号(第20条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第23号(第20条関係)

様式第24号(第22条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第25号(第23条関係)

様式第26号(第24条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)  
様式第27号(第25条関係)

(一部改正〔令和5年五所川原地区消防事務組合規則第10号〕)

様式第28号（第25条関係）